

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考								
<p>国立大学法人東京農工大学諸料金に関する規程</p> <p>平成16年4月7日 16 経教 規程第58号</p> <p>第1条～第8条2項 省略</p> <p>(本学施設使用料の額)</p> <p>3 本学以外の者が、本学と行う共同研究のため、施設を使用する場合であつて、当該使用者が、<u>研究交流促進法第11条2項の規程に準じた扱いを申し出た際には、同法に定める手続きに準じて学長が承認することにより、第1項により求めた額の5割をもって使用料とすることができる。</u></p>	<p>第1条～第8条第2項 省略(現行どおり)</p> <p>(本学施設使用料の額)</p> <p>3 本学以外の者が、本学と行う共同研究のため、施設を使用する場合であつて、当該使用者が、<u>研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律第36条第2項の規定に準じた扱いを申し出た際には、同法に定める手続きに準じて学長が承認することにより、第1項により求めた額の5割をもって使用料とすることができる。</u></p> <p>(インキュベーション施設の使用料の額)</p> <p><u>第8条の2 産官学連携・知的財産センターのインキュベーション施設(以下「施設」という。)を本学以外の者に貸付け使用させる場合の1平方メートル当たりの月額貸付け使用料の額については、次表左欄の入居月からの経過年数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1032 981 1832 1230"> <thead> <tr> <th>入居月からの経過年数</th> <th>貸付け使用料の額 (月額/平方メートル)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年未満</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>3年以上 5年未満</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>5年以上</td> <td>3,400円</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>2 施設の貸付けは、1月(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)単位とする。</u></p> <p><u>3 既納の貸付け使用料は、返還しない。</u></p>	入居月からの経過年数	貸付け使用料の額 (月額/平方メートル)	3年未満	1,800円	3年以上 5年未満	2,000円	5年以上	3,400円	
入居月からの経過年数	貸付け使用料の額 (月額/平方メートル)									
3年未満	1,800円									
3年以上 5年未満	2,000円									
5年以上	3,400円									

<p>第9条 前条の規定にかかわらず、東京農工大学50周年記念ホール（ガーデンを含む。）の使用料の額は、1時間あたり600円とする。</p> <p>第9条2項～第22条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第9条 第8条の規定にかかわらず、東京農工大学50周年記念ホール（ガーデンを含む。）の使用料の額は、1時間あたり600円とする。</p> <p>第9条2項～第22条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>	
---	--	--

附 則（21 経教 規程第15号）

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 本規程の施行日以前に賃貸借契約を締結した者が引き続きインキュベーション施設に入居する場合は、現に入居している経過年数を、入居月からの経過年数に加算する。